

「電子署名法」の改正について

1. 改正の目的

電子署名法（以下、本法という）は、2001 年にすでに制定されていたものの、制定当時は、法的な不確実性が高かったため、実務における発展は捗々しくはなかった。しかしながら、現在も続く世界的なデジタル変革の発展及び台湾の通信技術の進歩に伴い、台湾のネットワークインフラは一層普及が進んできている。近年では、国民の生活様式や就業形態の変化に加えて、政府と企業が施政や業務の効率化を図るため、デジタルアプリケーションサービスの刷新が促進され、企業や消費者が選択できるさまざまな革新的電子文書が次々にリリースされている。

電子署名の更なる普及と台湾のデジタル経済、電子政府、電子取引、デジタル金融及び国際電子商取引等の分野の豊かな発展を促進するため、本法が改正¹され、電子署名の多角的な発展に一層有益な法的環境を整えることが期待される。

以下に今回の改正ポイントと今後の対応方法を紹介する。

2. 司法手続における本法適用除外の明文化

改正条文第 1 条において、司法手続の特殊性を考慮し、法令に別段の定めがない限り、原則として本法の規定を適用しないと定めている。

3. 「電子署名」と「デジタル署名」の明確な区分化

改正条文第 2 条第 3 号により、デジタル署名は、電子署名の一種であることを示している。電子署名とは電子文書の署名者の身元や資格及び電子文書の真正性を識別し、確認することを目的に、電子文書に関連して附随するものをいう²。また、デジタル署名には上記の機能のほか、認証局（Certification Authority, CA と呼ばれる）が発行する電子証明書があり、認証局が発行す

¹ 台湾のオンライン法規データベース「[修正電子簽章法](#)」参照

² 「[電子簽章法](#)」修正草案_數位部懶人包（デジタル部による「電子署名法」改正草案に関するまとめサイト）参照

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

る証明書を持たないその他の電子署名と区別している。これらの識別にアルゴリズムと暗号化の技術を使用することで、更にもう一つの検証手続が加わり、当該認証は従来の紙文書時代における印鑑証明書と同じような役割を果たしている。

4. 「電子文書及び電子署名」と「実体文書及び記名押印」が持つ同等の法的効力

今回の改正以前、「電子文書・電子署名」が「実体文書・記名押印」と同一の法的効力を有するかどうかについて、明確にされていなかったことから、個人又は企業は、安心して電子文書及び電子署名を使用することができなかった。このため行政院第 3894 回会議で公布した新旧対照表において、新設した条文第 4 条について次のとおり説明している。

「本法の立法の主旨は、『電子文書・電子署名』と『実体文書・記名押印』に同等の機能を持たせることである。このため、実体文書及び記名押印に法的効力が発生するに足る場合、それらが電子形式により行われたとき、当該実体文書又は記名押印と同等の効力が発生するものとし、電子形式であることを理由にその法的効力を否定してはならない。」

このことから、第 4 条は、国際的な潮流に適應して、諸外国との取引及び貿易通商における不便さや紛争を減少させるための新設であると考えられる。

5. 相手方の同意権

改正条文第 5 条第 4 項は、法律行為を行う当事者間に「デジタル・ギャップ」がある場合を考慮した条文である。相手方がおり、自身が電子文書や電子署名の利用を希望する場合は、相手側に合理的な方法による異議申立ての機会を与えなければならない。異議申立てがないときは、速度の経済性を実現するために、その同意があったものと推定³する。

6. デジタル署名の有効性の強化

新設条文第 2 条第 3 号により、デジタル署名は電子署名と比べ、認証局による証明書を有することから、一定の公信力を備えていることが明らかであ

³ 法律において「推定」とは、当事者間に別段の取決めのない場合又は反証が挙げられない場合に、ある事柄について法令が一応こうであろうという判断を下すこと。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

る。それ故に、取引の相手方の信頼を保護し、当事者間の立証の困難性を軽減するため、デジタル署名は本人自らが署名したものと同一効力を持つと「推定」する。

7. 行政機関による安易な本法適用除外の制止

改正条文第 11 条第 1 項および第 19 条の規定については、改正の理由の中で次のように説明している。

「現行の電子署名法では、行政機関が公告によって本法の適用を除外することが認められているが、行政機関が本法の適用を除外する法的に正当な理由を定期的に点検するとは限らない。電子文書及び電子署名の活用がますます普及してきていることを鑑み、行政機関と一般市民が法律上平等な地位となるよう追求すべきであり、また、電子文書と電子署名の利用を拡大するというスマートガバメントとデジタル変革の政策目標に沿って、デジタル経済とデジタルサービスを促進するという本法の規定目的を達成するために、現行の『行政機関は、公告により本法の適用を除外することができる』とする規定を削除し、第 1 項において法律に基づく場合にのみ本法を適用除外とすることができると明定し、第 2 項においてその応用技術及び手続は別途公告することができると明定している。」

したがって、これまでの政府調達案件において、実務上、関連行政機関が公告のみで電子署名を除外することができたこれまでの規定は、以降無効となり、行政機関が電子署名の適用を除外したい場合は、法律によりその除外の正当な根拠を示して、はじめて除外することができる。

8. 認証技術と国際的連携における認証の有効性

改正条文第 15 条第 1 項では、外国の法律に基づき組織され登録された認証局が、台湾のセキュリティ条件と同等であり、かつ国際的互恵性又は**技術結合の提携**があることを原則として、それが発行する証明書は台湾の認証局が発行する証明書と同等の有効性を有するとしている。言い換えるならば、将来的に、認証技術が諸外国の技術と結合した後⁴は、国外の認証局が、台湾の許可を経て、その他の国外の認証局が発行した証明の有効性を承認する

⁴ 唐鳳台湾デジタル発展部部長は、当初は条約の方式により相手方の認証の有効性を承認することを考慮したが、条約の締結には一定の困難を伴うことから、国際標準化組織例えば、アメリカの電子署名技術を所管する機構である国立標準技術研究所（NIST）又は国際標準化機構（ISO）を信頼し、技術的な署名の相互承認を実現するよう、技術の結合を採用したと述べた。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

ことができるため、国外の電子文書及び署名が台湾においても一定の法的効力を得るものとし、これまで貿易通商時に生じていた伝統的な紙文書における郵送にかかる時間と煩雑な手続きに囚われなくなる。

9. 電子署名の普及と活用

2023 年において、電子署名の利用は、主に銀行、金融サービス・保険、政府、情報技術・通信、医療、法務等の分野でその需要が高まった⁵。今後、科学技術の進歩やグローバル化の流れに伴い、電子文書や電子署名の利用は、より普遍的で必要となることは必至であるから、今回の改正は時代の進化に応じた必然的なものであろう。しかし、本法は法体系において「法律」の階層に位置づけられる規定であることから、日常生活で発生する個々の出来事の、種々多様に変化する問題に対応するためには、なおも関連する下位法令の制定が必要である。そして、署名は契約の成立やその有効性といった民法の基本的な概念に関わるものであり、保険法においてもまた、実務上⁶、潜在的な問題に直面していることから、立法者は行政機関やその他の専門部門と随時関連法の追加又は改正を協議する必要がある⁷と考える。さらに、今回の改正ではオンライン広告詐欺の蔓延を防止するため、デジタル・プラットフォームの協力も強調されており、デジタル・プラットフォームに広告を掲載しようとする場合、掲載者は、掲載する広告に責任を持つため、デジタル署名を申請して、その身元を明らかにしなければならない。デジタル化時代が到来し、政府は、世界各国がこの仮想化、ネットワーク化に対して制定した法令又は創設した概念（例えば、EU が創設した新法「e シール (Electronic seal)」には「タイムスタンプ」、「ウェブサイト認証」、「電子書留配送サービス」など、台湾にはない重要な革新的概念を取り入れている⁸)を鑑として、更に一步進んだ法令の調整を行い、個人や企業が電子署名を信頼し、利用するための総括的なアプリケーション環境を整えるべきである。

⁵ 「電子簽章法」修正草案 數位部懶人包参照

⁶ 法源法律網「電子署名から見たネット保険の促進と適用の課題」参照

⁷ 例えば、立法院は 2024 年 4 月 29 日に「[保険業界が執り扱う電子保険証券の発行及び電子化保険約款の取り扱いに係る保険証券業務の自主規制規範](#)」を改正した。

⁸ 法源法律網「[国際的な電子署名法の発展動向と台湾の対応策](#)」参照

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。